

## 県立併設型中学校における令和7年度（2025年度） 使用教科用図書の採択について

（提案理由）

県立学校における教科用図書採択については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

- 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第5号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(11) (略)

(12) 県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択

(13)～(25) (略)

2 (略)

- 県立学校における教科用図書採択の基本方針（平成27年6月改正）

3 教科用図書の採択の方法

(3) 教科用図書の採択

ウ 教育委員会は、県立学校において使用する教科用図書について審議し、採択する。